

四 癸 行 方 法

三
振替法の適

二 一
名 称 及 び 話

○財務省告示第二百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年七月七日

五

ハロイ
方募

争非者特国札非	入価法入
入価・別債發競	札格決
札格第参市行争	發競定
發競I加場入	行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を圃別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競とて価のし定あ
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決、めつ
札特の者財後格競債め別つ入るらを定価らて、
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を格れ、
行參よと大行争入場も加、と發のる入受競た
ー加るに臣わ入札特の者財同行に価額け争利
と者發応がれ札發別にご務時ーよ格にた入
い・行募各る募ー加るに臣行い發そり申にそ
う第一限國入と者發応がわう行の加込お札
。Ⅱ以度債入と者發応がわう行の加込おのに
非下額市札のい・行募各れ。以發重みいのに
価ーを場で決う第一限國る、下行平のて利お
格国定特あ定ーI以度債入価ー価均応募率い
競債め別つを及非下額市札格非格し募入とて

六
イ
発

入 價 入 價 ・ 別 債 行
札 格 行 札 格 第 参 市 及
發 競 發 競 II 加 場 び
行 争 領 行 争 非 者 特 国

万 千 付 一 会 ハ 千 付 四 関 す か 十 十 は き 法 め 営 六 つ 定 う 億 額
円 七 国 項 計 平 二 国 項 す る ら 七 六 、 發 律 の に 億 い に ち 円 面
百 債 の に 成 百 債 の る た の 年 億 額 行 第 公 必 二 て 基 、 金
五 に 規 関 二 一 に 規 特 め 復 度 千 面 し 二 債 要 千 は づ 財 額
十 つ 定 す 十 億 つ 定 別 に 興 予 五 金 た 条 の な 五 、 き 政 で
五 い に る 六 三 い に 措 必 の 算 百 額 利 第 發 財 百 額 發 法 二
億 て 基 法 年 千 て 基 置 要 た 分 六 で 付 一 行 源 三 面 行 第 兆
二 は づ 律 度 四 は づ 法 な め ノ 、 十 一 国 項 の の 十 金 し 四 二
千 、 き 第 予 百 、 き 第 財 の 東 万 兆 の 特 確 万 額 た 条 千
四 額 發 四 算 四 額 發 六 源 施 日 円 九 規 例 保 円 で 利 第 九
百 面 行 十 分 十 面 行 十 の 策 本 ハ 千 に 定 に を 、 二 付 一 百
六 金 し 六 ノ 、 五 金 し 九 確 を 大 平 七 つ に 関 図 財 百 国 項
十 額 た 条 特 万 額 た 条 保 実 震 成 百 い 基 す る 政 二 債 の 七
五 で 利 第 別 円 で 利 第 に 施 災 二 九 て づ る た 運 十 に 規 九

七

二

ハ 口 イ

払

行争非者特国行争非者特国札非入価込	行争非者特国行争非者特国札非
入価・別債入価・別債発競札格金	入価・別債入価・別債発競
札格第参市札格第参市行争発競	札格第参市札格第参市行争
発競II加場発競I加場入行争額	発競II加場発競I加場入

二

万 千 十 二 二

で た 条 特

百

円 九 億 十 兆

二 利 第 別

三

百 六 七 二

百 付 一 会

十

九 千 万 千

三 国 項 計

五

十 八 円 九

十 債 の に

億

九 百 百

六 に 規 關

七

億 八 五

億 つ 定 す

千

七 十 十

円 い に る

四

千 二 三

て 基 法

百

九 万 億

、 づ 律

四

百 三 二

額 き 第

万

七 千 千

面 發 四

円

十 円 四

金 行 十

八 百

額 し 六

二

ハ 口

行争非者特国行争非者特国札非	行争非者特国行争非者特国
入価・別債入価・別債発競	入価・別債入価・別債発競
札格第参市札格第参市行争	札格第参市札格第参市行争
発競II加場発競I加場	発競II加場発競I加場

で た 条 特 で た 条 特

二 利 第 別 十 利 第 別

千 付 一 会 億 付 一 会

二 国 項 計 七 国 項 計

億 債 の に 千 債 の に

円 に 規 關 万 に 規 關

つ 定 す 円 つ 定 す

い に る い に る

て 基 法 て 基 法

、 づ 律 、 づ 律

額 き 第 額 き 第

面 發 四 面 發 四

金 行 十 金 行 十

額 し 六 額 し 六

十
十
三
二

十
十
イ
一

九
八

發
振
額
最
低
替
額
單
面
位
金

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入

十 額 格 十 額 平 す 額 の 振 五
九 面 八 面 成 る の 記 替 万
錢 金 錢 金 二 。 整 載 法 円
額 以 額 十 数 又 の
百 上 百 七 倍 は 規
円 の 円 年 の 記 定
に そ に 六 金 錄 に
つ れ つ 月 額 は よ
き ぞ き 二 に る
九 れ 九 十 よ 最 振
十 の 十 二 る 低 替
九 応 九 日 も 額 口
円 募 圓 の 面 座
八 価 八 と 金 簿

(+) 年

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募 。
の に よ 払 入 一
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ト
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$

十
十
十
八
七
六

十
五

十
四

払元償償
場利還還
所金金期
支額限
後第
の二
利期
子以

日額平るい日毎
本面成利てを年
銀金三子、支六
行額十をそ払月
百二支の期二
円年払日と十
に六う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月
属に二
すお十

規下は払し払平
額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 定、期た期成額け住よるがをじ額よに座も係
す次そが金と二^(一)を控除する者り場非発たにりつにのる
る号の銀額し十^(二)を控除する所又算合居行金百算い記と所
期及翌行を、七^(三)を控除する得は出に住時額分出て載し得
日び営休支次年^(四)を控除する税外しは者にへのしは又て税
に第業業払の十^(五)を控除するの國た、又おた二た、は振が
つ十日日う算二^(六)を控除する税法金前はいだ十金前記替源
い六にに。式月^(七)を控除する率人額記外てし・額記録口泉
て号支当たに二^(八)を控除するをがに(一)国取、三か(一)さ座徵
同に払ただよ十^(九)を控除する乗適當の法得当一らのれ簿収
じおうるしり日^(十)を控除するじ用該算人す該五當算る中さ利
。いへと、算を^(十一)を控除するじ用該算人す該五當算る中さ利
。て以き支出支^(十二)を控除するたを非式でる國を該式ものれ子
金受居にあ者債乗金にの口るに

(二)

発行時ににおいて、そ

二十九

払者入
込札
期参加
日

財務大臣から通知を受けた者
平成二十七年六月二十二日